

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

SEPTEMBER 27TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

➢ 2017 年第 3 四半期の景況感 企業・銀行部門ともに改善が続く

【産 業】

➢ 越境 EC の通関手続き優遇措置 2018 年末まで再延長

➢ 8 月の 70 大中都市住宅価格 前月比上昇 46 都市 前年同月比上昇 68 都市

【貿易・投資】

➢ 8 月の直接投資 対内は前年同月比+7.0% 対外は同▲24.8%

➢ 吉林省・河南省 最低賃金の引き上げを発表

■ RMB REVIEW

➢ 来週はひとまずレンジ相場入り

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

➢ 「商務部弁公庁の奨励類外商投資企業輸入設備減免税の関係業務を更に適切に行うことに関する通知」

➢ 「全国知的財産権侵犯・模倣偽造商品製造販売打撃指導小組弁公室等 12 部門の『外商投資企業知的財産権保護行動計画』の印刷・発布に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

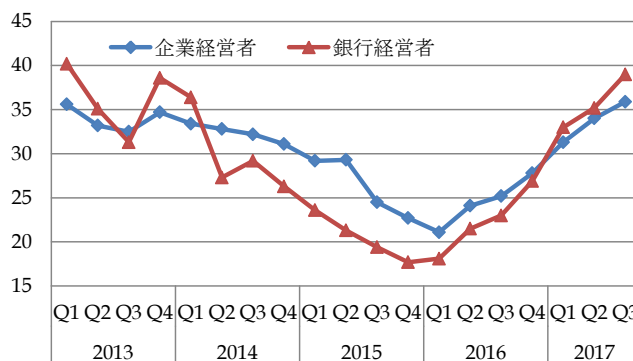
◆2017年第3四半期の景況感 企業・銀行部門ともに改善が続く

中国人民銀行は15日、企業、金融機関、個人を対象とする2017年第3四半期の景況感アンケート調査結果を発表した。企業部門は6期連続、銀行部門は7期連続で景況感が改善した。

企業経営者のマクロ経済景況感指数は前期の34.0から1.9ポイント上昇して35.9となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の34.4%から30.7%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の63.4%から66.9%に増加した。

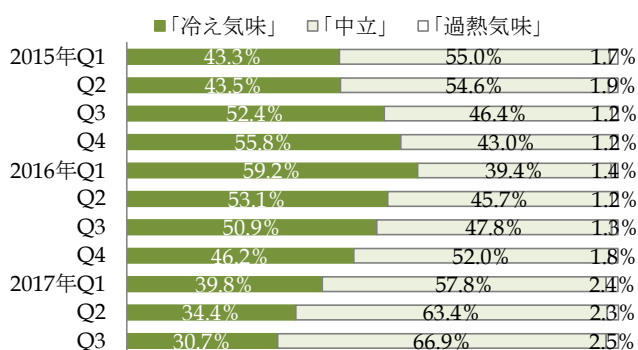
銀行経営者のマクロ経済景況感指数は前期の35.2から3.8ポイント上昇して39.0となった。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は前期の31.3%から23.5%に減少した一方、「中立」と感じる人の割合は、前期の67.0%から74.9%に増加した。

<マクロ経済景況感指数の推移>



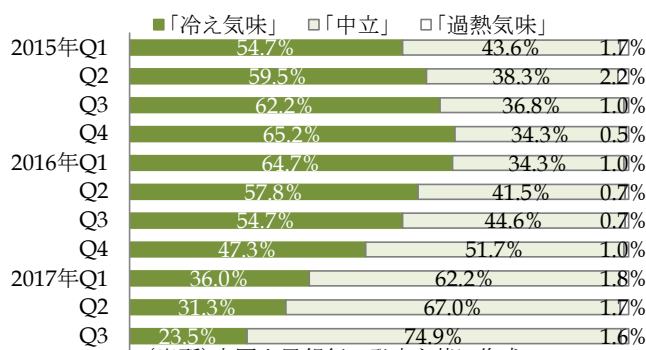
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

<企業経営者の景気に対する実感>



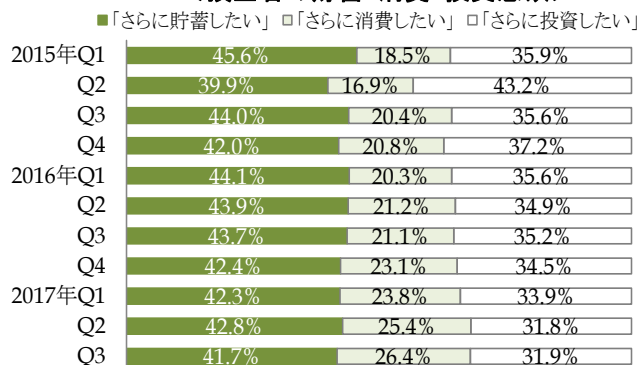
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

<銀行経営者の景気に対する実感>



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

<預金者の貯蓄・消費・投資意欲>



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

また、都市部預金者の貯蓄・消費・投資意欲に関する調査では、「さらに貯蓄したい」と回答した人の割合が前期の42.8%から41.7%に減少した一方、「さらに消費したい」が前期の25.4%から26.4%、「さらに投資したい」は前期の31.8%から31.9%に増加した。

なお、預金者の今後3ヶ月以内に最も支出を増やしたい上位7項目(複数回答)には、①旅行(31.4%)、②教育(28.6%)、③医療保健(25.0%)、④住宅購入(22.5%)、⑤高額商品(22.0%)、⑥交際・文化・娯楽(19.0%)、⑦保険(15.0%)が挙げられた。

【産業】

◆越境 EC の通関手続き優遇措置 2018 年末まで再延長

李克強総理は 20 日に開いた国務院常務会議で、越境 EC の小売輸入に関する通関手続き優遇措置の実施期限を従来の 2017 年末から 2018 年末まで延長する方針を発表した。2016 年 11 月に続き 2 回目の延長となる。

2016 年 4 月 8 日から実施されている越境 EC 小売輸入に対する新税制移行に伴う暫定優遇措置として、税関総署は越境 EC 試験都市 10 都市^(※)を対象に、EC で購入した保税商品が保税区等の税関特別監督管理区域に入る際の通関証明書の検査や、一部の商品(化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品)に求められている輸入許可証の提出等を 2017 年 5 月 11 日まで一時的に免除するとしていたが、2016 年 11 月商務部はその優遇措置を 2017 年末まで延長することを発表、さらに今回の発表で 2018 年末まで再延長することになった。

(※)10 都市:天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭

2 度に亘る延長の背景には、越境 EC の小売輸入商品の多くがメーカー経由ではなくバイヤーによる直接買い付であるため、通関証明書の取得に必要な原産地証明や契約書等の通関書類を提出できないケースが多発していることがある。また、一部商品に義務付けられている輸入許可書の取得に数ヶ月から 1 年以上もかかるため、越境 EC の発展を阻害する大きな要因となっていた事情もある。

商務部は、今回の優遇措置の再延長について、国内消費の多様化への対応や、海外消費の国内還流促進のため、越境 EC 小売輸入の通関手続き優遇措置を継続することが望ましいともコメントしている。

なお、中国電子商取引研究センターは、19 日に発表した「2017 年上半期中国電子商取引市場データモニタリング報告」で、2017 年上半期の越境 EC 輸入額(小売・卸売を含む)が前年同期比+66.3%の 8,624 億元と大きく伸びたとし、2017 年通年では前年比+54.5%の 1 兆 8,543 億元に上るとの予測を示した。

<越境 EC 小売輸入を巡るこれまでの政策経緯>

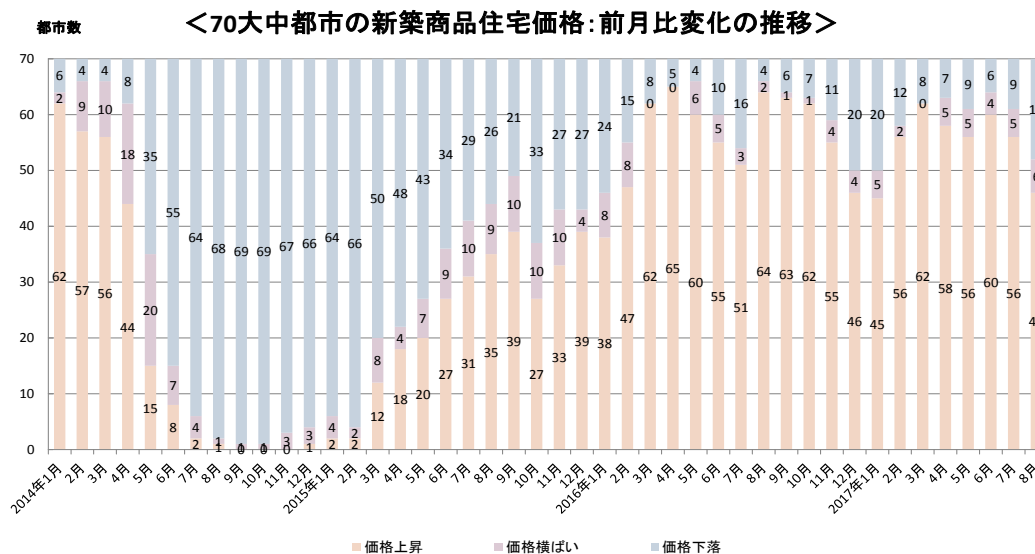
発表日	概要	本誌「DIGEST」の解説
2016 年 3 月 24 日	- 規定名:「クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策に関する通知」(財関税[2016]18 号) - 概要:越境 EC 小売商品の輸入税制について、2016 年 4 月 8 日より新税制に移行。個人物品扱いの行郵税課税から一般貿易扱いの関税・輸入増値税・消費税課税へと変更。但し、取引額が 1 回あたり 2,000 元以下、且つ年間 20,000 元以下の場合、関税はゼロ、輸入増値税と消費税は法定税額の 70%を課税。	<u>2016 年 3 月 30 日号</u>
2016 年 5 月 24 日	- 規定名:「越境電子商取引小売輸入に係わる新たな監督管理要求の実施に関する通知」(署弁発[2016]29 号) - 概要:越境 EC 試験都市 10 都市^(※)に対し、EC で購入した保税商品が税関特別監督管理区域に入る場合、通関証明書と一部指定商品(化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品等)の初回輸入時の輸入許可書の提出や登録・届出手続きを一時的に免除。一方、直接輸入方式の場合は、全国で上記指定商品に対する初回輸入時の輸入許可書の提出や登録・届出手続きを一時的に免除。 実施期限:2017 年 5 月 11 日まで	<u>2016 年 6 月 1 日号</u>
2016 年 11 月 15 日	上記通関手続きの優遇措置の実施期限を 2017 年末まで延長(商務部より発表)	<u>2016 年 11 月 24 日号</u>
2017 年 9 月 20 日	上記通関手続きの優遇措置の実施期限を 2018 年末まで延長(国務院常務会議より発表)	本号

◆8月の70大中部市住宅価格 前月比上昇 46 都市 前年同月比上昇 68 都市

国家统计局は18日、8月の70大中部市の住宅価格指数を発表した。

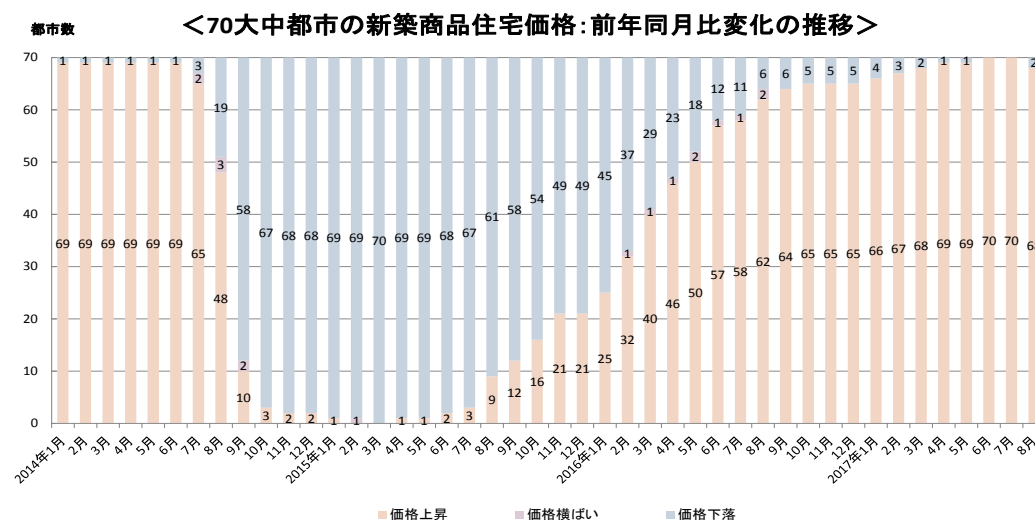
新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より10都市減少して46都市、下落した都市は前月より13都市増加して18都市となった。上昇幅が大きかった都市は、桂林市(広西チワン族自治区)の前月比+1.1%、フフホト市(内モンゴル自治区)の同+1.0%。下落幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の同▲1.0%、広州市(広東省)の同▲0.7%となった。

平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月の±0%から▲0.3%、二線都市^(注)は前月の+0.4%から+0.2%、三線都市^(注)は前月の+0.6%から+0.4%に低下し、上昇幅はいずれも縮小傾向を示している。



一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より2都市減少して68都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、長沙市(湖南省)の前年同月比+16.9%、蚌埠市(安徽省)の同+15.2%、北海市(広西チワン族自治区)の同+14.9%。一方、下落したのは2都市で、深圳市(広東省)の同▲2.0%と成都市(四川省)の同▲0.3%だった。平均上昇幅を見ると、一線都市^(注)は11ヶ月連続の縮小で前月から3.8ポイント低下、二線都市^(注)は9ヶ月連続の縮小で前月から1.6ポイント低下となっている。



(注) 一線都市：北京、上海、広州、深圳の4都市 二線都市：省都、副省都都市を含む31都市
三線都市：70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【貿易・投資】

◆8月の直接投資 対内は前年同月比+7.0% 対外は同▲24.8%

商務部は18日、対内・対外直接投資の統計データを発表した。

＜対内直接投資＞

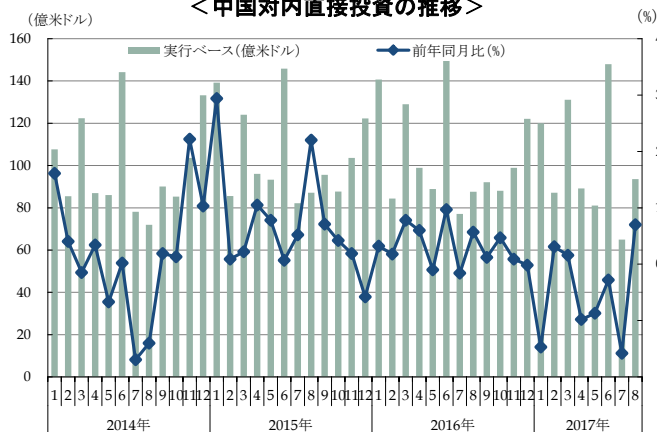
8月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比▲1.8%の2,686社、対内直接投資額(実行ベース)は同+7.0%(7月:同▲15.8%)の93.6億米ドルと、単月ベースでの投資額は5ヶ月ぶりに前年を上回った。

一方、1-8月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+10%の20,389社、対内直接投資額は同▲5.1%(1-7月:同▲6.5%)の815.0億米ドルと、累計ベースの投資額は引き続き前年割れが続いているものの減少幅は縮小している。

国・地域別では、日本からの直接投資額が前年同期比▲0.9%^(※)(1-7月:同▲3.8%^(※))の20.4億米ドル、米国からが同▲31.8%^(※)(1-7月:同▲37.5%^(※))の19.9億米ドルと減少幅は縮小。ASEANからは同▲26.4%(1-7月:同▲23.3%)の33.9億米ドル、EUからは同▲3.5%(1-7月:同▲1.1%)の64.3億米ドルと減少幅は拡大した。また、「一帯一路」地域からの投資は同▲24.4%(1-7月:同▲22.5%)の36.2億米ドルとなった。※商務部発表の対内直接投資額に基き当行が計算

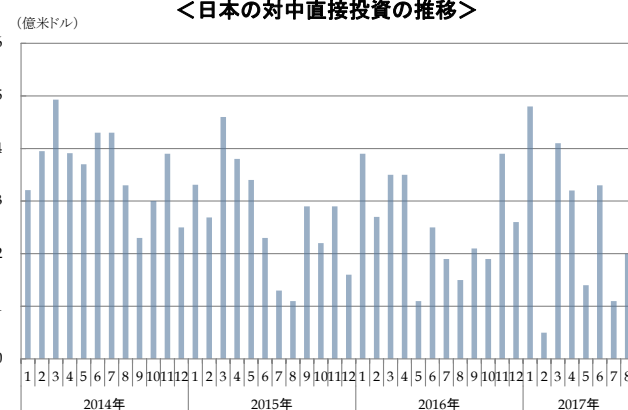
業種別では、製造業への投資が前年同期比▲1.5%(1-7月:同▲5.7%)の233.9億米ドル、サービス業への投資が同▲6.4%(1-7月:同▲6.8%)の569.2億米ドルと、ともに減少幅が縮小した。

＜中国対内直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜日本の対中直接投資の推移＞



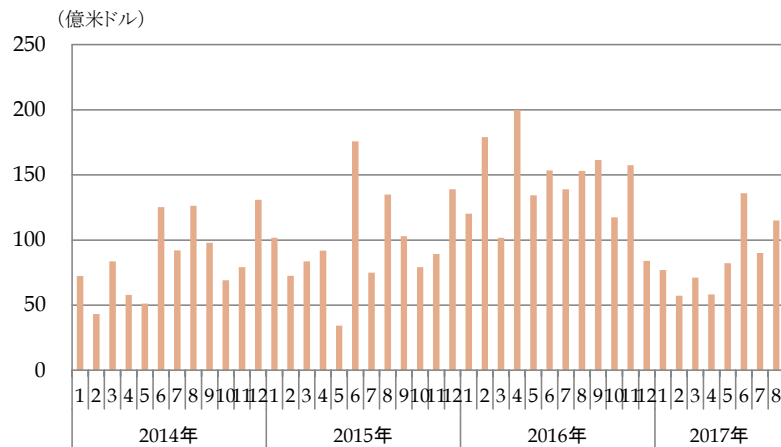
(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜対外直接投資＞

8月の対外直接投資(除く金融業)は前年同月比▲24.8%^(※)(7月:▲35.1%^(※))の115.0億米ドル^(※)、1-8月の累計では前年同期比▲41.8%(1-7月:同▲44.3%)の687.2億米ドルと、前年を大きく下回ったものの、減少幅は前月より縮小した。※商務部発表の1-8月累計の対内直接投資額に基き当行が計算

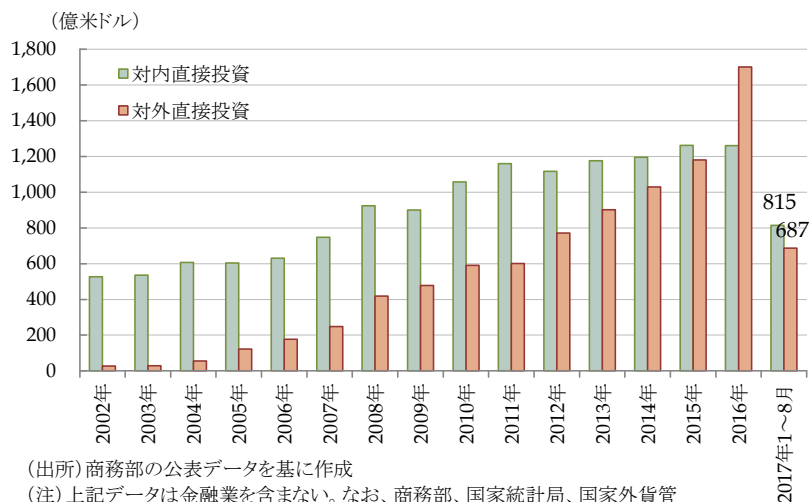
1-8月の産業別構成比では、リース・商業サービス業が31.1%、製造業が16.9%、卸・小売業が12.6%、通信・ソフトウェア・ITサービス業が10.9%と対外投資の主要産業となっている。一方、不動産業とスポーツ・娯楽業の8月の新規投資件数はゼロだった。

＜中国対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

＜中国の対内・対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理
 理局が合同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)
 によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。

◆吉林省・河南省 最低賃金の引き上げを発表

吉林省と河南省政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

吉林省は 1,480 元(2015 年 12 月改定)から 1,780 元へ、河南省は 1,600 元(2015 年 7 月改定)から 1,720 元へ引き上げ、いずれも 2017 年 10 月 1 日より実施する。

なお、今年に入って最低賃金の引き上げを実施・発表した地域は、今回の 2 地域のほか、上海市、深圳市、陝西省、福建省、山東省、天津市、青海省、江蘇省、北京市、湖南省、貴州省、甘肅省の合計 14 地域となっている。

(※) 各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/317092702.pdf>

RMB REVIEW

◆来週はひとまずレンジ相場入り

今週(9/18～)の人民元相場は6.5510で寄り付いた後、高値6.5458まで上昇した。しかし、基準値の元安設定が元売りを誘うと、米税制改革期待の高まりや米年内利上げ観測の再燃を受けたドル買いも重なり、9/21には、約3週間ぶり安値6.6066まで下値を広げた。週末にかけて持ち直すも上値は重く、本稿執筆時点では6.59台前半で推移している。尚、米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)は9/21、長期に亘る債務増加が中国における経済及び金融リスクを高めるとして、中国の長期国債格付けを「ダブル A マイナス」から「シングル A プラス」に1段階引き下げた。

約1年9ヶ月ぶり高値(6.4350)を示現した今月前半までの動きとは一変し、足元で人民元相場が反落している。9/21には、一時6.6066まで下落するなど、8/29以来、約3週間ぶり安値を記録した。背景には、①中国人民銀行が9/8に発表した為替先物取引規制の緩和が、当局の為替スタンス変更のシグナル(元安抑制から元高抑制へのスタンス変化)と受け止められたこと、②年初来独歩安を演じてきた米ドルがここに来て急反発に転じたことなどが挙げられる。もっとも、中国当局は上記①を容認する一方で、仮想通貨による資金調達(Initial Coin Offering)や大手仮想通貨取引所を通じた売買を禁止した。ビットコインなど仮想通貨を通じた資本流出の抜け道を塞ぐ狙いがあったと推察される。この為、昨年後半のような無秩序な元安がもたらされる公算は小さい。5年に1度の共産党大会(10/18～)や、米財務省による為替報告書(10月)、トランプ米大統領の訪中(11月)など重要イベントを控える中で、政府当局はしばらく「人民元相場の安定」を優先しよう。来週は中国サイドのイベント(経済指標等)に乏しく、米ドル主導の動きが見込まれるものの、上記ポイントを考慮すれば、トレンドが出るような大きな動きは想定しづらい。9/8以降続いた元安の動きはひとまず一服し、来週はレンジ内での安定した動きに留まりそうだ。

(9月22日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2017.09.18	6.5510	6.5458～ 6.5678	6.5618	0.0176	5.8963	0.0129	0.83988	0.0029	7.8464	0.0293	3.4400	3521.89	10.00
2017.09.19	6.5760	6.5721～ 6.5987	6.5859	0.0241	5.8996	0.0033	0.84362	0.0037	7.8937	0.0473	2.8800	3514.99	-6.90
2017.09.20	6.5755	6.5630～ 6.5780	6.5742	-0.0117	5.9068	0.0072	0.84199	-0.0016	7.8961	0.0024	3.3000	3525.12	10.13
2017.09.21	6.5950	6.5870～ 6.6066	6.5934	0.0192	5.8741	-0.0327	0.84457	0.0026	7.8556	-0.0405	3.2000	3516.54	-8.57
2017.09.22	6.5718	6.5718～ 6.5989	6.5922	-0.0012	5.8865	0.0124	0.84418	-0.0004	7.9035	0.0479	3.2500	3510.98	-5.56

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 9 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[政策] 【外資政策】 ○「商務部弁公庁の奨励類外商投資企業輸入設備減免税の関係業務を更に適切に行うことに関する通知」(商弁資函[2017]367 号、2017 年 9 月 5 日発布・実施) ○「全国知的財産権侵犯・模倣偽造商品製造販売打撃指導小組弁公室等 12 部門の『外商投資企業知的財産権保護行動計画』の印刷・発布に関する通知」(打假弁發[2017]8 号、2017 年 9 月 8 日発布・実施)	7 月 30 日付で「外商投資企業設立・変更届出管理暫定施行弁法」が改正施行されたのを受けて、奨励類外商投資企業の設立・変更の届出での輸入生産設備免税の扱いを示したものの。 ■要点は以下の通り。 ① 7 月 30 日以降、「外商投資産業指導目録」の奨励類項目または「中西部地区外商投資優位性産業目録」の項目で届出により設立または増資をする企業は、専用ネットで届出報告表を送付する際に、適用される産業政策の項目(注:上記目録に記載される項目)、プロジェクトの性質(注:新設・拡張など)・内容・総投資額(米ドル建て)・輸入設備外貨使用額(米ドル建て)・建設期限などの情報を記入する。複数の奨励類項目にわたる場合は、項目毎に上記の情報を記載する。 ② 上記の情報に変更がある場合は、届出機関が企業に変更事項の記載を要求する。増資の場合は、増資額、輸入設備外貨使用額と増資後の総投資額と輸入設備外貨使用総額を記載し、輸入設備外貨使用額と建設期限のみに変更がある場合は、主管税関に説明資料を提出し、審査・確認を受ける。 ③ 届出ではなく認可により設立または変更した企業(注:外商投資ネガティブリストに該当する企業)については、商務部の関係通知により、商務部門の設立または増資の同意書(「批復」)に奨励類プロジェクトの情報を記載することにより、免税輸入手続きを行う。(注:商務部の関係通知は、「奨励類外商投資企業項目確認審査・許可の後続業務を適切に行うことに関する通知」(商資函[2015]160 号、2015 年 4 月 13 日発布・実施)をいう。その内容については、本誌2015 年 5 月 13 日号の EXPERT VIEW の解説をご参照。) ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://images.mofcom.gov.cn/wzs/201709/20170911160202957.pdf 今年 8 月に国务院が外資導入拡大のための 22 項目の措置を通知したが、その 1 つである外商投資企業の知的財産権保護について、国务院 10 部門と最高人民法院、最高人民検察院が共同で行動計画を策定し、地方関係部門に実施を通知したものの。(なお、上記の国务院通知については、本誌2017 年 8 月 30 日号の EXPERT VIEW の解説をご参照。) ■具体的な行動は、商業秘密侵害、特許権侵害、ネットでの著作
---	---

【税】 ○「国家税務総局の税務系統の“放管服”改革の更なる深化、税収環境の最適化に関する若干の意見」(税総発[2017]101 号、2017 年 9 月 14 日発布・実施)	権侵害、植物新品種育成者権侵害、輸出入での知的財産権侵害など各権利侵害の取り締まりや各分野での監督の強化など 11 項目。今年 9 月から 12 月まで集中的に取り締まりを行うとしている。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://images.mofcom.gov.cn/www/201709/20170918165905085.pdf 今後の税務行政の改革措置。起業と革新の活性化が目的とされる。 ■具体的な措置は、行政機構簡素化と権限委譲の深化、監督管理方式の革新、納税サービスの最適化、法執行の改善、情報システムの統一・グレードアップの 5 分野 30 項目。注目される項目は以下の通り。 ① 税務行政審査・許可の削減・最適化: 非居住者企業の企業所得税合算納税機構・場所の審査・許可を取り消し、納税者の信用ポイント加算方式による増値税専用発票の額面の最高額と数量の確定を実施など。 ② 納税者の設立・移転・抹消手続きの簡素化: 複数の登記証明を統合した営業許可証を持つ(“多証合一”)納税者の初回税務手続き時の補充情報収集を行わない、工商部門との協調により工商登記データの通知・照合のメカニズムと管理規則を確立、同一省内の市・県を越えて移転する場合の税務登記変更手続きを簡素化、簡易抹消規則を制定など。 ③ 税収管理員制度の改革: 属地固定の企業管理から分類・分級の企業管理に転換、税収管理員はリスク対応を重点とする手続きの“事中・事後”管理に集中など。 ④ 税務行政処罰の規範化: 各省国税局・地税局が税務行政処罰裁量基準を共同で制定、重大事案での集団審議により税務行政処罰の裁量の余地を減少 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2828861/content.html
--	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2017 年 10 月 27 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>